

## 緊急時における授業の休講措置に関する取扱いについて(世田谷・厚木)

天災(台風、大雪等)、事故、ストライキ等により交通機関が不通の場合、また、気象庁から暴風等の警報又は特別警報が発令された場合の授業(定期試験を含む)の休講措置に関して、以下のとおり判断基準を定めています。

### 【世田谷キャンパス】

#### 1. 交通機関が不通の場合

JR山手線又は小田急小田原線が全面不通の場合は、授業(定期試験を含む)をすべて休講とする。また、当該路線が一部不通の場合も、状況によっては、同様の休講措置を講ずる。ただし、全面不通又は一部不通の状況が、以下のとおり復旧した場合は、休講措置を解除し授業を実施する。

- (1) 午前6時までに復旧: 平常どおり実施
- (2) 午前10時までに復旧: 3時限目から実施
- (3) 午後1時までに復旧: 5時限目から実施

なお、復旧状況が一部の場合は、上記の条件および不通区間の影響を勘案し決定する。

#### 2. 気象庁から警報又は特別警報が発令された場合

暴風、大雪、暴風雪の警報又は特別警報が「東京都(23区西部・東部・多摩北部・南部)」又は「神奈川県(相模原、県央、湘南、横浜・川崎)」で発令された場合は、授業(定期試験を含む)をすべて休講とする。ただし、以下のとおり警報が解除された場合は、休講措置を解除し授業を実施する。

- (1) 午前6時までに警報が解除: 平常どおり実施
- (2) 午前10時までに警報が解除: 3時限目から実施
- (3) 午後1時までに警報が解除: 5時限目から実施

なお、警報が発令された場合であっても、警戒期間の開始日時が翌日等であり、授業の実施・継続に直ちに影響がないと判断される時は、授業を実施する。

#### 3. 学生等への最終連絡

上記1または2により、休講を決定した場合は、その内容を学生ポータルで告知する。

## 【厚木キャンパス】

### 1. 交通機関が不通の場合

小田急小田原線が全面不通の場合は、授業(定期試験を含む)をすべて休講とする。また、当該路線が一部不通の場合も、状況によっては、同様の休講措置を講ずる。ただし、全面不通又は一部不通の状況が、以下のとおり復旧した場合は、休講措置を解除し授業を実施する。

(1) 午前6時までに復旧: 平常どおり実施

(2) 午前10時までに復旧: 3時限目から実施

なお、復旧状況が一部の場合は、上記の条件および不通区間の影響を勘案し決定する。

### 2. 気象庁から警報又は特別警報が発令された場合

暴風、大雪、暴風雪の警報又は特別警報が「東京都(多摩南部)」又は「神奈川県(相模原、県央、湘南、横浜・川崎)」で発令された場合は、授業(定期試験を含む)をすべて休講とする。ただし、以下のとおり警報が解除された場合は、休講措置を解除し授業を実施する。

(1) 午前6時までに警報が解除: 平常どおり実施

(2) 午前10時までに警報が解除: 3時限目から実施

なお、警報が発令された場合であっても、警戒期間の開始日時が翌日等であり、授業の実施・継続に直ちに影響がないと判断される時は、授業を実施する。

### 3. 学生等への最終連絡

上記1または2により、休講を決定した場合は、その内容を学生ポータルで告知する。

以上